

# 岐阜県公報

第二千六百七十四号  
平成二十七年八月十八日

(火曜日)

## 目次

### 告 示

総合特別区域法に基づく指定法人の指定  
道路の供用開始

(新産業振興課) 五六九  
(道路維持課) 五六九

### 公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
県営土地改良事業計画の決定  
公共測量の実施  
平成二十七年における地籍調査に関する事業計画の変更

(環境生活政策課) 五七〇  
(農地整備課) 五七〇  
(用地課) 五七一  
(都市政策課) 五七一

## 告 示

岐阜県告示第四百六十二号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十七年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限
株式会社大橋鉄工所	大垣市浅西三丁目二番地 一三	平成二七・七・四	平成二六・三・三
株式会社TEKNI A	愛知県名古屋市中川区江松 三丁目四五九番地	平成二七・七・三〇	同

岐阜県告示第四百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年八月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の告示年月日)
八幡水線		郡上市八幡町初音字アジラ会津四三〇二番一地从先から同市同町同字同四三一四番一地从先まで	一七・六	平成二七・八・一八	平成二二・二・三

岐阜県告示第四百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年八月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の告示年月日)
白下川呂線		加茂郡白川町水戸野字炭置七八番一地从先から同郡同町同字同四番三地从先まで	四三・八	平成二七・八・一八	平成二二・二・三

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年七月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひだ文化村
- 三 代表者の氏名 下出 武夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市古川町若宮二丁目一番六十三号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子どもからお年寄りまでこの地域に暮らす多くの住民に対して、地域共有の施設等を活用し、文化・芸術をはじめ多彩な分野の鑑賞・創造・体験・発表・研修等の事業を多様な住民の目線で企画実施することによって、地域住民に生き甲斐と心豊かな潤いを与え、またあわせて地域に賑わいと活気を創出し、もって社会教育振興をはじめとする公益の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
----------	------	------

可茂南部3期地区  
(柿下ため池)

可児市役所

平成二七・  
九八・一八から  
一五まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の  
県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の  
写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名 (可茂南部3期地区 (田の洞ため池))	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
	可児市役所	平成二七・ 九八・一八から 一五まで

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により海津市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、  
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
海津市
- 二 作業種類  
公共測量(数値図化修正)
- 三 作業期間  
平成二十七年七月三十一日から  
同二十八年三月十五日まで

四 作業地域  
海津市

平成二十七年度における地籍調査に関する事業計画の変更

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十  
七年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五  
項の規定により公示する。

平成二十七年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う 者の名称	調 査 地 域		調 査 期 間
	変更前	変更後	
瑞浪市	瑞浪市釜戸町及び土岐町の一 部	瑞浪市釜戸町及び土岐町の一 部 瑞浪市陶町猿爪の一部	平成二七・ 四・一三から 同二八・ 三・三一まで  平成二七・ 四・一三から 同二八・ 三・三一まで  平成二七・ 八・七から 同二八・ 三・三一まで

平成二十七年八月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社